

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和7年3月27日付けで行った文書「私の妻である■■■■を被害者、私を加害者とする御庁の虐待認定及び■■■■に対する住民基本台帳事務に基づく支援決定の過程にかかわるすべての私に関する文章」の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「処分庁」という。）が令和7年4月9日付け6瀬高第407号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和7年3月27日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和7年4月9日付け6瀬高第407号で行った公文書不開示決定の処分について、不開示とされた公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 不開示理由を「文書の存在を明らかにするだけで、保護される利益が害される」としているが、既に公判等において一定の供述が明らかになっているため、虐待認定に係る書面の存在が明らかになったとしても不利益を被る恐れはない。

イ 開示をすることで虐待又は相談の有無を認めることになることを主張しているが、虐待認定をしているのであるから、処分庁としては虐待を認めていることになる。そのため、公文書の存在を開示したところで虐待の有無を認めることにはならないのではないか。

以上、不開示の処分を取り消し、開示すべきである。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

審査請求人が求める公文書が存在しているか否かを答えることにより、虐待又は相談の有無を認めることになるため、条例第10条の規定により開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

令和7年 3 月 27 日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出

令和7年 4 月 9 日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付

令和7年 4 月 23 日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出

令和7年 6 月 4 日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出

令和7年 6 月 2 5 日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和7年 7 月 3 1 日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和7年 1 0 月 1 日 処分庁から審査庁に対して口頭意見陳述における質問の回答書を提出
令和7年 8 月 2 2 日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

不開示理由を「文書の存在を明らかにするだけで、保護される利益が害される」としているが、既に一定の供述が明らかになっているため、虐待認定に係る書面の存在が明らかになったとしても不利益を被る恐れはない。また、既に虐待認定をしているのであるから、公文書の存在を開示したところで虐待の有無を認めることにはならないのではないか。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

条例第10条に基づく存否応答拒否による不開示の決定が妥当かどうか確認した。

開示請求に対しては、当該請求に係る公文書の存在を明らかにした上で、不開示情報の有無を確認し、公開決定等を行うのが原則である。しかし、この例外として、文書の存否を明らかにするだけで保護される利益が害される場合には、開示請求に係る文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることを条例第10条は定めている。

しかしながら、条例第10条が濫用されると条例第1条で定めた知る権利を尊重し、原則開示するという条例の趣旨に反することになるため、本審査会では本条の適用は厳格に行うべきという考えに立って審議した。

本件開示請求について、公文書が存在することを前提に開示又は不開示の決定を行った場合、虐待の有無又は相談の有無を認めることになる。また、審査請求人は既に一定の事実を知っていること等を主張するが、開示請求については、開示請求者の属性は、開示不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

したがって、本審査会としては、「私の妻である[]を被害者、私を加害者とする御庁の虐待認定及び[]に対する住民基本台帳事務に基づく支援決定の過程にかかわるすべての私に関する文章」については不開示という結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。